

新お得な電気重要事項説明

下記の事項を必ずお読みいただき、お申し込みください

1. 電気需給契約のお申込みと供給開始日について

- ・ お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ新お得な電気約款または電気需給約款【低圧】、EV 応援プラン約款(以下、これらをあわせて「契約約款」といいます。)、新お得な電気重要事項説明(本書面)、株式会社広域高速ネット二九六(以下、「ケーブルネット296」といいます。))の定める規約等、一般送配電事業者が定める託送供給等約款におけるお客さまに関する事項を承諾のうえ、指定の様式にてお申込みをいただきます。ただし、軽易なものについては、口頭、電話等によるお申込みを受け付けることがあります。
- ・ 申込書にご記入いただいた事項に加え、後日必要な情報の提供をお願いすることがあります。
- ・ 供給開始予定日は、原則として、東急パワーサプライ(以下、「TPS」といいます。))にてお申込みを受け付けた日から標準処理期間(一般送配電事業者が定める計量メーター取り替え等に要する期間)が経過した日以降となります。ただし、転居先での電気需給契約の場合は、原則として、お客さまご希望日より供給開始いたします。
- ・ 万が一、供給開始予定日より前にスイッチングの申し込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の 3 営業日前までにケーブルネット296へその旨をお申し出いただく必要がございます。

2. 電力契約解除に伴う不測の不利益について

- ・ 従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。実際どのような不利益を被るかは従前の小売電気事業者にご確認ください。
 - ① 過去電力使用量の照会不可
 - ② 解約に伴う違約金の発生(複数年契約等の場合)
 - ③ 発行ポイントの失効
 - ④ 継続利用割引に適用される継続利用期間のクリア
 - ⑤ 電気ご使用量のお知らせ(検針票)の戸別配布終了
 - ⑥ 従前の小売電気事業者にて新規申込受付を終了している契約メニューへの再申込不可
例) 東京電力エナジーパートナー株式会社の場合: 電化上手 等

3. ご契約の内容について

- ・ 契約種別は、契約約款に定めるもののうち、小売電気事業者の切り替えの場合には、従前の小売電気事業者との間で適用されていた契約種別等に対応するものを適用し、契約電流等は従前の小売電気事業者との間で適用されているものと同等のものとします。新たに電気供給を開始する場合には、使用設備状況により契約種別・契約電流等を定めます。
- ・ ただし、スマートナイトプラン・EV 応援プランをお申込みいただいた場合には、その契約種別等を適用します。これらの契約種別は、適用開始後 1 年経過するまで原則として契約種別変更はできません。
- ・ お客さまの使用設備状況等によっては、契約電流等についてお客さまのご申告による場合、30A とさせていただく場合(新お得な電気 B)、60A とさせていただく場合(スマートナイトプラン)、またはお申し込みをお断りする場合があります。また、ブレーカー工事が必要になる場合があります。
- ・ お客さまの使用実態によっては、契約電流等の見直しをお願いさせていただくことがあります。
- ・ 契約電流が 15A 以下の場合等、新お得な電気が提供をしていない契約電流等ではご契約いただけません。ご契約いただくためには、アンペア数の変更等が必要となります。
- ・ 供給電圧は 100V、200V、100V および 200V のいずれかとし、周波数は 50Hz とします。
- ・ 低圧電力のご契約は、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

4. 電気ご使用量や電気料金の計算方法について

- ・ 電気使用量等の計測は一般送配電事業者が設置した計量器により実施し、その計量値を受領後に料金を計算いたします。
- ・ 電気料金は契約約款にもとづいて計算されます。
- ・ 料金の算定期間は、原則として前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間になります。ただし、契約終了時や転居先での電気需給契約における契約開始月等、上記によらない場合があります。
- ・ お客さまが電気の契約先をご検討される際の比較しやすさを考慮し、電気料金は、東京電力エナジーパートナー株式会社の経過措置料金と同様の料金構成(基本料金、電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金)とするともに、燃料費調整額は同社と同じ計算方法を採用しております。
- ・ 電気使用量および請求金額は、お客さま専用 Web サイト(マイページ)にてご確認ください。お客さま専用 Web サイト(マイページ)の初期パスワードは、原則として供給開始日までにお知らせいたします。ただし、転居先での電気需給契約の場合等、供給開始日以降にお知らせすることがあります。

5. 電気料金のお支払いについて

- ・ 電気料金はお客さまがケーブルネット296に届けた方法で支払っていただきます。
- ・ ご利用明細書等の郵送をご希望される場合は、原則として別に定める手数料(110 円/月・税込)をご負担いただきます。
- ・ その他お客さまが電気を不正に使用した際の違約金等、一般送配電事業者から TPS に請求される費用についても同様に、お客さまに請求いたします。

6. 電気の需給に関するお客さまご協力のお願い

- ・ 電気の需給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。
 - (1) 供給設備の施設等に関する事項
一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等に関する協力
 - (2) 給電指令の実施または制限・中止に関する事項

新お得な電気重要事項説明

下記の事項を必ずお読みいただき、お申し込みください

一般送配電事業者の供給設備の故障・点検・修繕・変更その他工事上やむを得ない場合、または需給上・保安上必要がある場合における需要者の電気の使用の制限・中止への協力

(3) 需要場所への立入りに関する事項

供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計・施工、改修または検査に伴う、土地、建物への立入りへの協力

不正な電気の使用の防止等に必要、需要者の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査、または需要者の電気の使用用途の確認に伴う土地、建物への立入りへの協力

計量値の確認、供給の開始、廃止、停止、その他一般送配電事業者の電気工作物に関わる保安の確認に必要な措置に伴う土地・建物への立入りへの協力

(4) 電力品質維持に関する協力

負荷の特性等(不平衡負荷、電圧・周波数変動、波形ひずみ、高調波等)により他者の電気の使用を妨害、または妨害するおそれがある場合等における、必要な調整装置または保護装置の需要場所への施設あるいは一般送配電事業者の供給設備の変更または専用供給設備の施設への協力

7. 契約期間と契約更新について

- ・ 契約期間は電気需給契約が成立した日から、供給開始日以降1年目までの日とします。
- ・ ただし、契約期間満了に先立ってお客さままたはTPSから別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は契約期間終了後も1年毎に同一条件で継続されるものとします。

8. お客さま希望による契約変更または解約について

- ・ 転居の場合は、電気の使用停止日が決まり次第、3営業日前までに解約のお申し出をいただくことで、電気需給契約を解約することができます。お問い合わせ先までご連絡ください。
- ・ 契約の変更または解約をご希望されるお客さまは、以下に記載するお問い合わせ先までご連絡ください。

9. TPSが行う契約の解除について

- ・ TPSは、次のいずれかに該当する場合には、電気需給契約を解除することができます。
 - ① 契約約款によって電気の供給を停止されたお客さまがTPSの定めた期日までにその理由となった事実を解消しない場合
 - ② お客さまが、電気使用終了期日の通知をせず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかだとTPSが判断した場合
 - ③ 支払期日を経過してもお客さまが料金等を支払われない場合
 - ④ その他、お客さまが契約約款またはその他の規定に違反した場合

10. 無契約状態となった場合の手続きについて

- ・ お客さまがクーリング・オフを希望される場合や、9.に記載した事由によってTPSより契約を解除された場合等には、無契約状態となり電気の供給が停止するおそれがあります。そのため、他の小売電気事業者の小売供給契約を申し込むか、東京電力パワーグリッド株式会社の特定小売供給を申し込む必要があります。

11. 電気料金の改定に関するお客さま承諾について

- ・ TPSは、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款の改定または発電費用や電力調達費用等の変動により料金改定が必要となる場合、契約約款を改定することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をWebサイト、電子メールその他の方法により、お客さまにお知らせいたします。
- ・ 新たな電気料金をご承諾いただけない場合、新たな契約約款の適用開始日の10日前までにご解約のお申し出をいただくことで、契約を解除することができます。
- ・ 解約のお申し出が上記期限まででない場合は、契約約款の変更をご承諾いただけたものとみなします。

12. 電磁的交付について

- ・ TPSは、契約約款、各種説明書(これらの変更を含みます)、各種案内、契約内容、取引履歴等の内容を、書面の交付(郵送)に代え、Webサイト、電子メール等の所定の電磁的方法により、お客さまに交付します。お客さまは、電磁的交付によることを承諾していただきます。
- ・ お客さまは、契約更新、契約変更時における契約内容の説明および電磁的交付の内容について、次の事項を承諾するものといたします。

(1) 電気需給契約を更新するとき

- ① 供給条件の説明を行う場合 更新後の契約期間のみを電磁的交付することなく説明すること
- ② 契約締結後の電磁的交付を行う場合の内容
小売電気事業者の名称および住所、契約年月日、更新後の新たな契約期間ならびに供給地点特定番号

(2) 電気需給契約を変更するとき(③に定める場合を除く)

- ① 供給条件の説明および契約締結前の電磁的交付を行う場合 当該変更をしようとする事項のみとすること
- ② 契約締結後の電磁的交付を行う場合の内容
小売電気事業者の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号

(3) 電気需給契約を変更するときであって、法令改廃に伴う形式的な変更等の実質的内容を伴わない内容である場合

- ① 供給条件の説明を行う場合 変更をしようとする事項の概要のみを電磁的交付することなく説明すること
- ② 契約締結後の電磁的交付 これを行わないこと

新お得な電気重要事項説明

下記の事項を必ずお読みいただき、お申し込みください

13. 個人情報の取り扱いについて

- ・ TPS は、お客さまの個人情報（お客さまから直接書面にてお預かりした情報のみならず、書面以外でお預かりした情報、公開されている情報を TPS が独自で取得したものを含みます。）を別紙に記載した目的で利用いたします。

14. お問い合わせ先

申込状況の確認、解約、各種サービスの変更手続き、追加情報提供受付等、ご不明な点は、ケーブルネット296へお問い合わせください。

販売代理事業者の連絡先

株式会社広域高速ネット二九六 一般電話・携帯・PHS から 0120-533-296 受付時間 9:00～18:00

小売電気事業者 株式会社 東急パワーサプライ（小売電気事業者登録番号 A0069）

お客さまセンター 一般電話・携帯・PHS から 0120-109-708 受付時間:9:30～18:30

■クーリング・オフに関する事項

本契約が訪問販売・電話勧誘販売でご契約された場合で、お客さまがクーリング・オフを行おうとするときは、お申込書（お客様控え）裏面に記載された事項をよく読んでお手続きください。